

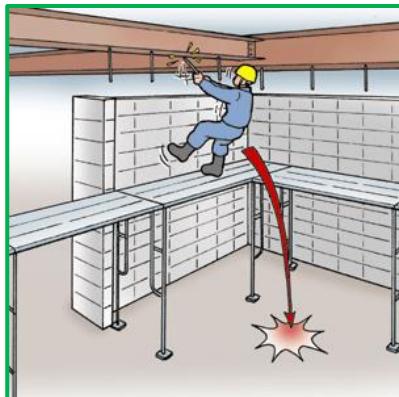
墜落・転落災害を防止しましよう！

～死亡災害等の重篤な災害をなくすために～

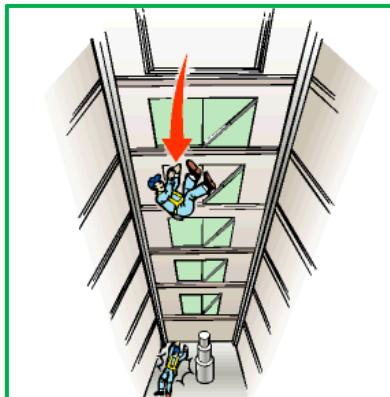
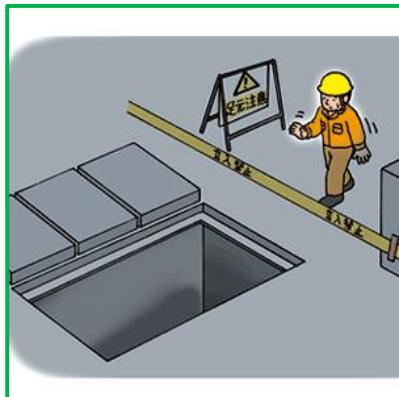
墜落・転落による労働災害は全国的に多く、特に労働災害によって**死者が発生した労働災害の中では墜落・転落災害が最も多く発生している**状況にあります。墜落・転落災害は、一度発生すると重症化してしまうことを念頭に、対策しましょう！

労働災害（墜落・転落）の発生状況

足場の端部や傾斜のある作業場所等の**作業場所**に起因



作業区画や安全確認が不十分だった等の**作業管理**に起因



なぜ墜落・転落を対策する必要があるのか？

1. 重症化しやすい災害の中でも圧倒的に多い

転倒災害に次いで多く発生しており、また死亡災害の中では最も多く発生しています。さらに1m未満の場所からの墜落・転落による死亡災害も発生しています。

2. 作業場所や作業方法による対応策の多様化

建設工事における足場からの墜落だけでなく、移動はしごや脚立からの墜落、荷役作業に伴う墜落、事業所倉庫の2階部分からの墜落も発生しており、多くの業種や様々な作業内容で災害が発生しています。

3. 管理面の不備や不安全行動の人的要因によても発生

工期の焦りからの不安全行動、安全設備の摩耗等の点検不足、慣れによる作業手順の省略によっても発生し、1～3の要因が複合的に関与することで発生します。



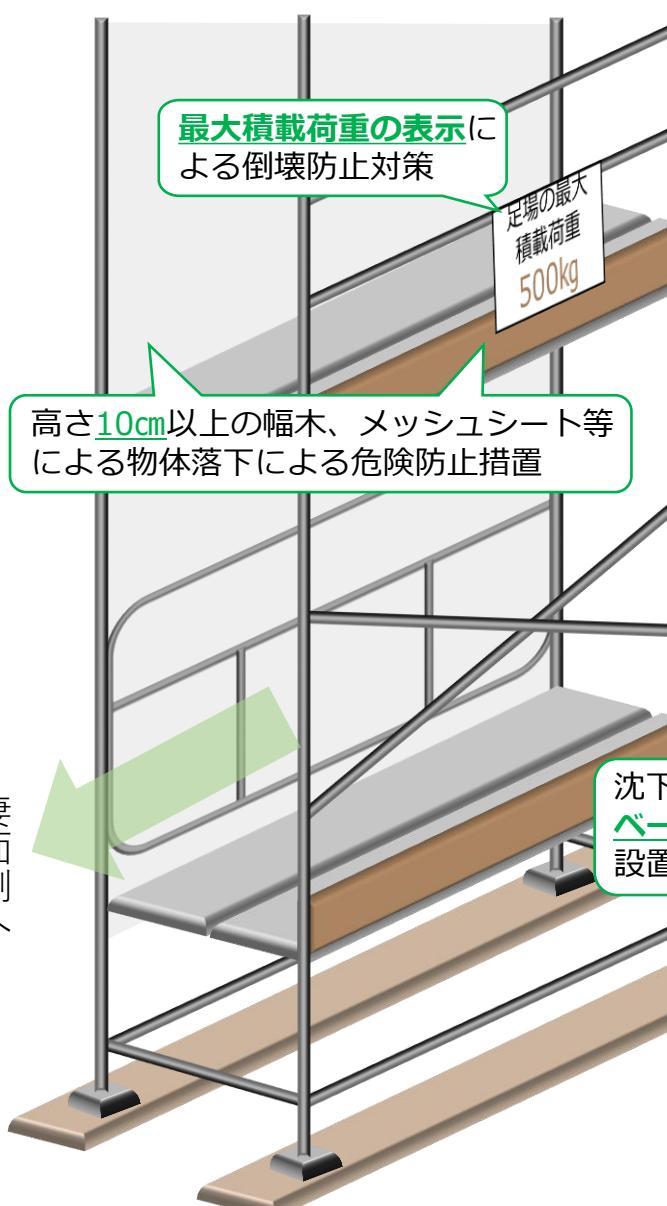
墜落・転落防止対策（設備面）

・足場における災害防止対策（安衛則§552、562、563、567、570、654、655）

足場での墜落・転落災害等を防止するために次のような措置を講じなければいけません。

また、**高さ10m以上の足場**を設置する際、**組立開始の30日前**までに、所轄労働基準監督署まで**届出**をしなければいけません（安衛法§88①、安衛則§85、86）。

●建設工事の足場例（一部省略して表示）



・一側足場の使用の制限（安衛則§561の2）

令和6年4月1日以降、足場を設ける箇所の幅が**1m以上の箇所**では、**一側足場の使用をすることはできません**。

なお、つり足場や、障害物等の事由により本足場を使用することが困難な場合には、本足場の使用をしなくとも差し支えありません。

(わく組足場以外の足場の)

足場用墜落防止設備として

- 「手すり等」（高さ85cm以上の手すり or それと同等以上の機能を有する設備^{※1}）
 - 「中さん等」（高さ35cm～50cmのさん or それと同等以上の機能を有する設備^{※2}）
- を設置する必要があります。

※1ネットフレームや金網等

※2ネットフレームや金網、X字型の2本の斜材等

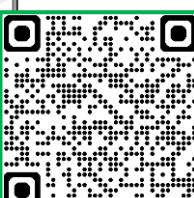
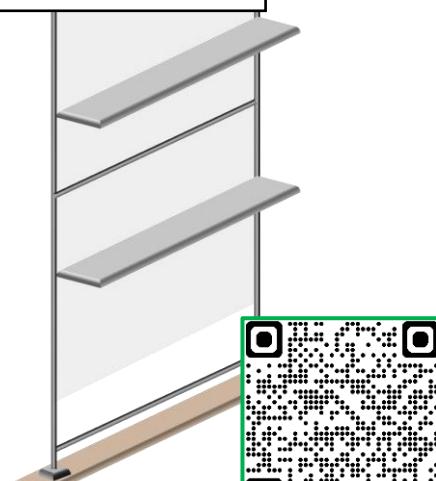
足場用墜落防止設備の取り外し 及び脱落の有無について、**作業開始前点検**を実施する必要があります。

わく組足場用墜落防止設備として

- 「交さ筋交い」+「高さ15～40cmのさん or 高さ15cm以上の幅木 or これらと同等以上の機能を有する措置^{※3}」
 - 「手すりわく」
- を設置する必要があります。

※3ネットフレームや金網等

●一側足場の例

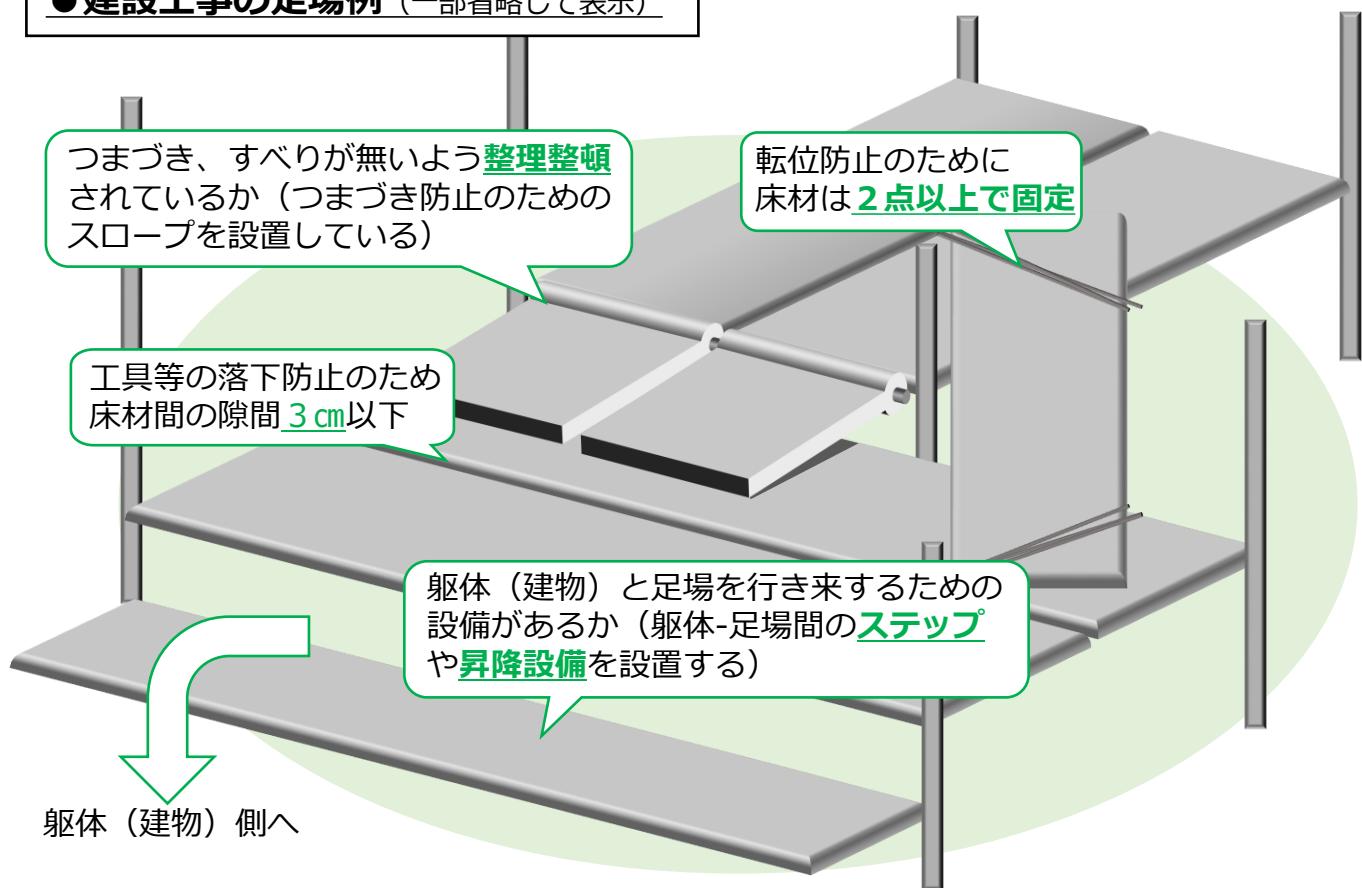


【参考厚生労働省パンフレット】
「足場からの墜落防止措置が強化されます」

墜落・転落防止対策（設備面）

・足場における災害防止対策（安衛則§526、540、544、563、655）

●建設工事の足場例（一部省略して表示）



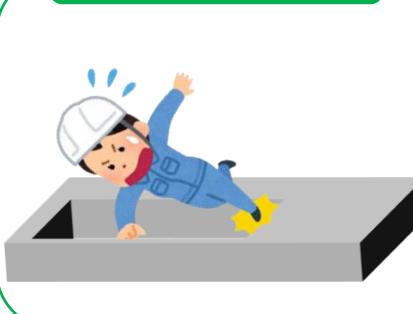
・足場以外の作業場所での災害防止対策（安衛則§519、526、530、653）

以下のような屋上や屋根での作業、吹き抜け部分の開口部やエレベーターシャフトからの墜落・転落災害も多く発生しています。

屋上や屋根



吹き抜け部分



エレベーターシャフト



墜落・転落が発生するおそれのある箇所には、
手すりの設置等の墜落・転落防止対策が必要です。

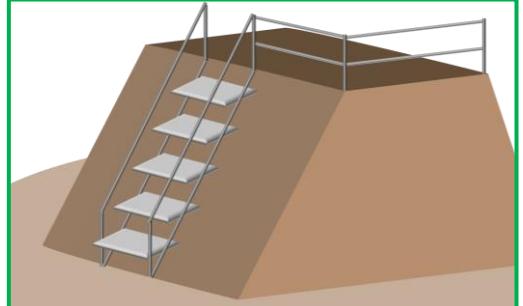
手すり等に必要な強度が確保されているかも確
認しましょう。



墜落・転落防止対策（設備面）

・足場以外の作業場所での災害防止対策 (安衛則§519、526、530、653)

深さのある箇所においても墜落転落が発生するおそれがあり、手すりの設置等の墜落・転落防止対策が必要です。さらに安全に移動できるよう適切な昇降設備を設けましょう。



鉄骨組立と内装工事を同時に実施する等、作業員の出入りが激しい場合には、内装工事の作業者が外装工事の区画に立ち入り、墜落・転落しないよう立ち入る作業者を限定する区画を設けましょう。

・はしご・脚立からの墜落・転落災害防止対策 (安衛則§527、528)

移動はしごの転位を要因とする災害や正しく脚立を使用していないことによる墜落災害も多く発生しています。

移動はしごを使用する際には、転位防止のために固定する措置を講じているか、メーカーの推奨する方法で脚立を使用しているかを確認しましょう。

●移動はしごの災害事例と対策例

はしごの転位



立てかけ角度は
75°程度

60cm以上の
上端突き出し

上部緊結による
転位防止措置

はしごからの墜落



滑り止めによる
転位防止措置

他作業者が支えること
による転位防止措置



滑り止めを設置しても、降雨・降雪等の気象条件により無効化される場合があります。確実な転位防止、墜落防止措置を講じましょう。

墜落・転落防止対策（設備面）

●脚立の災害事例と対策例（一部省略して表示）

バランスを崩す



開き止め金具を確実にかける

脚立が開いた



メーカー指定の使用方法を厳守し、天板に乗る、跨る等の使用をしないこと

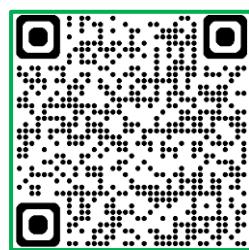
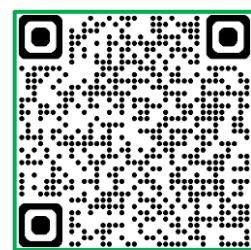
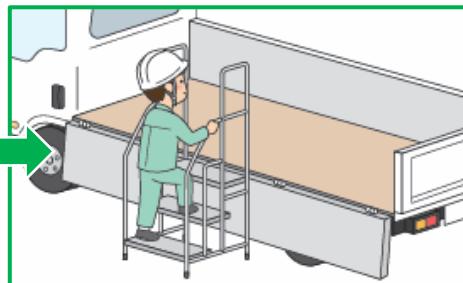
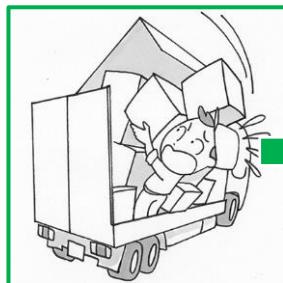
移動はしご・脚立を使用する際には保護帽の着用を徹底させる

・荷役作業の墜落・転落災害防止対策（安衛則 § 151の67、151の74、518）

トラックによる荷の積込み、積み下ろしの作業に伴う墜落災害も多く発生しています。あおりや荷の上での不安定な箇所、不安定な姿勢による作業を防止するために、適切な作業床の設置、荷台への昇降設備、保護帽の着用を徹底させましょう。

【厚生労働省パンフレット】

左：「荷役作業時における墜落防止のための安全設備マニュアル」
右：「トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます」



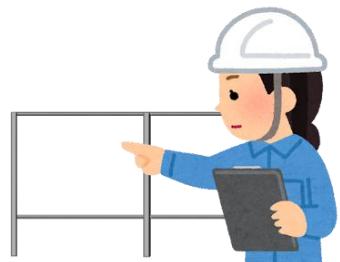
墜落・転落防止対策（管理面）

墜落・転落災害防止対策を実施していたとしても、手すりが抜けている、開口部が放置されている、移動はしごが腐食していた等、対策が徹底されておらず、墜落・転落災害が発生しています。定期的な点検を実施しましょう。

・定期点検による墜落・転落防止対策（安衛則§567）

作業開始前、足場の組立・変更・一部解体がある場合には、点検者を指名し、手すりの設置状況等を点検をさせましょう。

使用する墜落防止用器具やはしご等の道具についても定期的に点検保守を行いましょう。



墜落・転落防止対策（管理面）

・リスクアセスメントの実施と安全対策（安衛法§28の2）

作業内容、作業場所におけるリスクの見積もり・評価を実施することで、**効率的かつ効果的に安全対策**を実施することができます。墜落・転落災害の発生するおそれのある箇所・作業の洗い出しを行うことから始めましょう。

① 作業内容・作業場所におけるリスクの洗い出し

各作業場所がどの程度の高さ・深さか、各作業場所のどこにフックをかけて作業するのか、作業場所を移動する際の導線はどうか等、具体的に想定する。



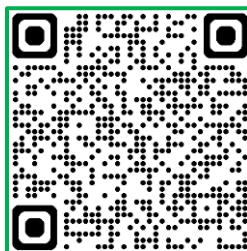
② リスクの評価

リスクが発生した場合の重篤度、発生可能性から対策の優先度を設定する。（重篤度、発生可能性の例）

重篤度	内容
致命傷	死亡、失明、手足の切断等の重篤災害
重症	骨折など長期療養が必要な災害
軽傷	短期間の休業災害
軽微	表面的な切り傷や打撲傷

発生可能性	内容
確実	かなりの注意をもっても災害が発生
可能性が高い	通常の注意力では災害に繋がる
可能性がある	うっかりしていると災害になる
ほとんどない	通常の状態では災害にはならない

【厚生労働省ホームページ、パンフレット】
左：事例でわかる職場のリスクアセスメント
右：職場の安全サイト（リスクアセスメント）



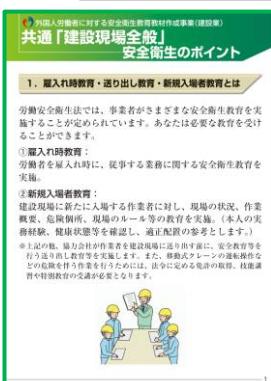
③ リスクに対する効果的な安全対策の検討と実施

優先度を設定したリスクにどのような対策をするのかを検討する。
設備面による対策か教育面による対策をとるのか、評価したリスクに対する対策が適切かを検討する。（重篤度が高いのに教育面による対策で本当に十分かなど）

墜落・転落防止対策（教育面）

作業員の省略行動等による墜落・転落災害も多く発生しています。人間の記憶は薄れやすく、意識・無意識問わず不安全行動が発生します。そのため、**定期的な安全教育や朝礼・KY活動のマンネリ化防止**等、工夫してみましょう。

また、安全対策の内容だけを説明しても正しく理解されず、記憶に残りません。**なぜこの安全対策を講じたかも**含めて説明してみましょう。



【厚生労働省ホームページ】
左：建設業に従事する外国人労働者向け教材
右：職場の安全サイト動画教材



危険の見える化

